

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和3年  
1月29日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 一 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
  - 二 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………二
  - 三 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定(厚政課)……………三
  - 三 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の届出(厚政課)……………三
  - 三 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………三
  - 三 県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示の一部改正(森林整備課)……………四
  - 四 山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計課)……………四
  - 四 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)……………四
  - 四 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示の一部改正(会計課)……………四
- 公告
  - 四 山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課)……………四
  - 四 土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………五
  - 五 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五
  - 五 教委公告……………五
  - 五 山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定……………五
  - 五 選管告示……………五
  - 六 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の廃止……………六
  - 六 収用委告示……………六
  - 六 山口県収用委員会運営規則の一部改正……………六

### 山口県告示第二十七号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年一月二十九日から同年二月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び柳井市市民部市民生活課において公衆の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日鉄ドラム株式会社  
住 所 東京都江東区亀戸一丁目五番七号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日鉄ドラム株式会社柳井工場  
所在地 柳井市南浜三丁目六七〇の八
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能(本/時)	力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間隔りの使用間
六三ーホ	七二〇	〃	令和三、一	令和四、三二	令和四、一	断続八時間
六五	〃	〃	〃	〃	〃	季節的変動なし

備考 「六三ーホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )		
六三ーホ	七	五〇、〇〇〇	一、三〇〇	一・五
六五	七	五〇、〇〇〇	一、三〇〇	一・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
鋼 板 製	製	二二三	凝 集 沈 殿 ろ 過 ・ 活 性 炭 吸 着	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	令 和 三、 三、 一	令 和 四、 三、 三二	令 和 四、 四、 一

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排 水 処 理 施 設	種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	処 理 後	処 理 前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )		
〃	七	八	八	二八	一・八	〃
〃	七	八	八	二八	一・八	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
七	七	一四	二二三
八	七	一四	二二三

山口県告示第二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
濱通りクリニク	宇部市東藤曲二丁目五番二〇号	令和二、一一、三〇	〃	〃
あらい耳鼻咽喉科クリニク	防府市牟礼今宿一丁目五番三二号	〃	〃	〃
医療法人社団久保整形外科 医院	山陽小野田市大字厚狭一三二の一	〃	〃	一〇、一
しまかぜ在宅支援診療所	大島郡周防大島町大字平野二七一 の一四	〃	〃	一一、三〇
緒方歯科大道診療所	防府市大字台道三五三一の四	〃	〃	〃
右田歯科医院	〃 大字新田七七五の七	〃	〃	〃
ニック薬局	宇部市大字西岐波二〇五九の六	〃	〃	〃
梅ヶ丘薬局	岩国市平田六丁目三九番三〇号	〃	〃	〃

**山口県告示第二十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
濱通りクリニク	宇部市東藤曲二丁目五番二〇号	令和二、一一、一	〃	〃
あらい耳鼻咽喉科クリニク	防府市牟礼今宿一丁目五番三二号	〃	〃	〃
しまかぜ在宅支援診療所	大島郡周防大島町大字平野二七一 の一四	〃	〃	〃
右田歯科医院	防府市大字新田七七五の七	〃	〃	〃
ニック薬局	宇部市大字西岐波二七五九の六	〃	〃	〃

**山口県告示第三十号**

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 辞 退 年 月 日
たけや歯科医院	周南市速玉町七番七号	令和二、一一、三〇	〃	〃
すみれ歯科医院	山陽小野田市大字郡三二六六の二九	〃	〃	〃

**山口県告示第三十一号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指 定 年 月 日
有限会社ワキ 調剤薬局	光市虹ヶ丘一 丁目一〇番二 二号	ワキ薬局	玖珂郡和木町 和木三丁目一 番八号	居宅療 養管理 指導	令和三、一、四

**山口県告示第三十二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指 定 年 月 日
			山口県知事	村岡 嗣政	

有限会社ワキ 光市虹ヶ丘一 ワキ薬局  
調剤薬局 丁目一〇番二 和珂郡和木町 介護予 令和三、  
二 八号 番八号 和木三丁目一 防居室 一、 四  
療養管 指指管

### 山口県告示第三十三号

県が発注する森林整備工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和二年山口県告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の(三)中6を削り、7を6とし、三の(三)の8中「7」を「6」に改め、三の(三)中8を7とする。

五中(七)を削り、(八)を(七)とする。

別記第一号様式中「㊸」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別記第二号様式中「㊹」を削り、「成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者」に改める。

別記第三号様式中「㊺」を削り、「引表1」を「引表」に改める。  
別記第四号様式中「㊻」を削り、同様式の注を削る。

### 山口県告示第三十四号

山口県収入証紙取扱規則（昭和三十九年山口県規則第六十号）第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

売りさばき人	氏名又は名称	指定の取消しの際現に証紙を売りさばいていた売りさばき所	所在地	売りさばき人の指定取消年月日
周南市江口一丁目一番一号	周南システム産業株式会社	周南市役所売店「生活彩家」	周南市岐山通一丁目一	令和三、一、二八

### 山口県告示第三十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一の表中周南システム産業株式会社の項を削る。

### 山口県告示第三十六号

県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

別記第一号様式の(表中)「㊸」を削り、「(中)」を「(中)」に改め、同様式の注中3を削り、4を3とし、5から9までを4から8までとする。

別記第二号様式中「㊹」を削り、「成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者」に改める。

別記第三号様式中「㊺」を削る。  
別記第四号様式中「㊻」を削り、同様式の注を削る。



### (二四) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項の規定により、令和三年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

区分 氏名 職名

使用者委員 岡藤智加子 株式会社岡藤組代表取締役社長

久戸瀬泰司 株式会社トクヤマシニアアドバイザー

田村 充正 萩ブランド協同組合理事長

爲近美由紀 宇部興産機械株式会社顧問

西田 隆男 山口県経営者協会専務理事

伊藤 正則 エヌ・ティ・ティ労働組合中国総支部山口分会

徳野 啓範 特別執行委員

山口県幹産業労働組合連合会山口県本部

委員長

山口県電力総連参与

全日本自治団体労働組合山口県本部

執行委員長

山本 章宏 U Aゼンセン山口県支部支部長

有田 謙司 西南学院大学法学部教授

近本佐知子 弁護士

通山 和史 弁護士

濱崎 大輔 弁護士

平中 貫一 山口大学名誉教授

(二五) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 副政

一 事業の名称

県営上田真鍋地区農業競争力強化基盤整備事業

二 事業の種類

農道の整備

三 工事了の時期

令和二年十二月二十二日

一 事業の名称

県営上田真鍋地区農業競争力強化基盤整備事業

二 事業の種類

暗渠排水

三 工事了の時期

令和二年六月二十四日

(二六) 開発行為に関する工事了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事了を次のとおり公告します。

令和三年一月二十九日

山口県知事 村岡 副政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字末武上字信常

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番八八号

積水ハウス株式会社



公 告

山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者の指定

山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、山口県埋蔵文化財センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年一月二十九日

山口県教育委員会

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県ひとづくり財団 山口市秋穂二島一〇六二番地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する内容。

(二) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時

に閉館すること。  
(三) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(四) 条例第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間



山口県選挙管理委員会告示第八号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十七年山口県選挙管理委員会告示第五号）は、廃止する。

令和三年一月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治



山口県収用委員会告示第一号

山口県収用委員会運営規則（昭和二十七年山口県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十九日

山口県収用委員会会長 野村雅之

第九条中「署名押印し」を「署名し」に改める。

附 則

この規則は、令和三年一月二十九日から施行する。